



~ 12  
4224

利  
2145  
卷

~ 12  
4224

明治  
辛  
年  
四  
月  
廿  
四  
日  
藤  
野  
漢  
氏



源語秘訣

相違はと云みこころにて表出せぬけし

ふれとふくふははとよきつひいし

例なるもなりしとさもうておひるんと

之根は端の事い令條は又よみこころ

七歳以下は人の親の愛あひく眼假

おしとは令よりえんるよよつと喜

藤井康氏遺愛之記



聞喪匿不舉哀者其徒罪已下也由  
是案之死罪之重不可加刑何況  
徒罪已下每可更論既無罪者不  
可御服又神祇令云散宵之內不  
吊喪問病者檢檢此文吊病喪問  
病為穢然則既無御服行諸神  
事有何妨於仍勅申

延喜七年二月廿八日

大判事兼明法博士惟宗朝臣善經  
主計頭兼明博士朝臣直本

又延喜四年勅也云

勅申七歲以下人遭親喪并件親遭  
七歲以下人喪之間各行神事以不更  
右檢假寧令云每服之賜本服三月假  
三日一月服二日七日服一日注云生三月  
至七歲或云每服之賜請假者限日

未滿被召参入不得願祭者擬此等文  
除假之外每疑神事又七歳以下之人不可  
着服之由然則於行神事有何妨哉仍  
勅申

延喜四年十一月廿五日 明法博士兼左衛門佐惟宗

朝臣公方

今案醍醐所乃以代七歳以下之人親乃  
喪上着服之由之由の事かゝりしとて為度

まては家々之儀かゝりしとて為度  
服假ありしとて為度  
乃初蓋は清つとて延喜の帝の御  
よりては源氏に於て是の業  
又夜よりては中とては  
服假ありしとて為度  
いふことよりては家々之儀かゝりしとて為度



同喪匿て不奉哀は後罪以下と云は  
職制律の父とみくし同父母若くは  
喪不<sup>匿</sup>奉哀者徒二年同祖父母外祖  
父母喪<sup>匿</sup>不奉哀徒一年とあり父母  
の喪をかしくとせすは後罪としり  
七歳以下難有死罪不加刑とみえ  
るるしハ二親の喪とるとも

不可着服の中ハ疑者なり是は  
らりて今世は乃より七歳以下  
の人ハ父母の喪も着服の事ハなき  
やも羽流のみ家にて是錫行の事  
一人の世天下の人の心喪ならざる  
例事や凡麻の礼とせしは故子  
源氏の世に中比返出とあり



延喜七年の事ありし見たりと也  
夕白卷に云やういひのすけある人

清慎公記云康保四年七月廿日宰相  
中將兼言新事次言主上追日本  
病後リ治し中右兵衛佐々理云高志  
款給田中少弁戸ノ或ハ法用云々在る等  
又尋之今日復居と多也渡後放款

沖志志高其款老子宗良然と云々  
近衛官人皆取沖志志然不反の目  
可有除目云々如此之間何被行云  
事乎云々付代初武極暴悪之主未  
爾杞乱之者如此之間外戚不善  
之軍競成暴多と望九信の誓云  
藤納言望大納言云々入夜之海女也

為光朝自來云の日陳自一昨太大将  
与藤納之依定年之由傳承云揚  
名園白早可待信云者也

今梨冷泉天皇八段戸元方起矣  
によりて相礼云云云云  
外戚の人々九条や一藤や官位昇進未事を  
議定せしむ小冊云云云云

とありなると云ふ  
一約々揚名園白早云々  
一と記せしむなり

李部日記云天曆四年九月五日一分ノ  
陳目今一芳書生諸件揚名書生  
政事要略撰惟宗亮卷六十七云問人之  
僕垣不可著履但諸國揚名撮因未

為車馬後之日依例僕臣從可制哉

答ト云ニ

今東揚名の二字ハ詔書所命ト云々  
處ニ依ル揚名其白と清結云ハ  
乃清ハ又揚名揚名揚揚若因ニ  
色ハハ揚名ハ云々名云々ト云  
心也ト云ハ其友ト如クハハ職

掌モ亦ク均介モ云々詔ハハ  
或抄丹揚名ハハ不<sup>レ</sup>行<sup>レ</sup>藏符<sup>ニ</sup>と云  
云々古符子<sup>レ</sup>流<sup>レ</sup>云々云々  
國ハ<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>て吏<sup>レ</sup>勢<sup>レ</sup>と知<sup>レ</sup>ハ<sup>レ</sup>云々  
寛弘二年陳目藤原惟光望<sup>レ</sup>揚  
名<sup>レ</sup>申<sup>レ</sup>文<sup>レ</sup>ト<sup>レ</sup>帝<sup>レ</sup>隆<sup>レ</sup>指<sup>レ</sup>命<sup>レ</sup>ト<sup>レ</sup>行<sup>レ</sup>也  
ら<sup>レ</sup>云<sup>レ</sup>貞和二年二月陳目執筆

後著先 國所 自如申文に為原良清覽  
揚名女とあり山城指分と任せらる  
思老し先々執筆所自如下  
此申文を執りて常陸指分は但  
竹と後と思ひ違ふと常陸國ハ株  
を著ししり他國の女は任へり  
あり但難くしてさるる

同書をわしちあつていり  
すしこおとくはあつたさ  
りてあすそつちりそ花の中よま  
つて女辰乃男れと一男二女とら  
しつるのあつたりと也西よ云走孺  
唐衣比礼下流裳絹扱費云こ扱扱  
云御旗行幸の河掌侍命ゆ未強禱



利まひけひ多れと清ありしりさ

中して清袖とけその可清徳云々 云々

美賢云 母教云 かの向と候て感ふくす

をしらてまひ清くり子おまひく勅

禄よあけく可福より一父のしこ

ありしてまふくは清又極楽院

治曆三年書者清徳可中初言

頭房云是雅云々童にして胡飲コシ酒コシは

すしとゆ夜と流りて証父由春

師房云くちて舞流りてこはらけ

醍醐の御代より清ありとく此項中

詞の中してさうゆまにま出さぬ

けしまはなといへる源氏もあはれ

なりとたもくち中ぬの柳の花苑舞

つて勅使にわけつるものなり  
たつておしよにゆゑはあつた  
させ給ふしうに一版りて  
代の例もたつたなり  
康保之に舞の節ふ小節の  
乃起てまひ給ふるとい  
後おとあれとそれなり  
例に

いふとなげおたふし  
いふとすふも康保の節  
例に

養正色と大納のりおは  
おはるるものなり  
おはるるものなり  
おはるるものなり  
おはるるものなり  
おはるるものなり  
おはるるものなり  
おはるるものなり

思ひ

まゝの所へいり奉るとも御様乃り奉  
のこゝをいへるや長和五年十月廿日  
後一条院御内儀に奉りて攝政中堂後  
侍者一行府生以下十人なりとすとの  
子と申してりしく一行御へ左様  
御監侍曹各一人つとりていひさる

これと一頁とも又のちの御身と  
いふに凡行奉りてとら左様御  
左人いふ奉陣は侍身は左様  
いひていひの御方ふと申して  
かきとて攝政周白列候御と申す  
いふ御簿の圖ゆゑをいひて御  
侍者一御と申す一頁と申す





孝部主記云 曆二年十二月廿日微子  
女王入内仍曾取菓内此餅不可一也  
之類之有也即有物各系須由余  
掃涕餅到后戶付典侍四種  
餅威銀土羔代同箸一双安同  
羔納螺鈿管一合有頃息所退  
如即餅爲付侍女小右記天元二年

四月十日九大臣於志云一女入内遵  
子十二日子始系之后下同系餅  
四種威銀盤同盤是向浪著餅上  
置心系組納符繪管置口覆蓋令  
持候殿下御共后下侍取付加契  
典侍令奉之類有忍詞未及曉  
及下退下后君又退下

右餅盛四盃例也三々一八四杯と云  
 都記<sup>上</sup>寛治三年正月十日自家<sup>地</sup>  
 娶知是院<sup>上</sup>盛餅之杯<sup>上</sup>被送蝶<sup>上</sup>鈕  
 沃<sup>上</sup>急地<sup>上</sup>筥<sup>上</sup>銀杯<sup>上</sup>三口<sup>上</sup>別<sup>上</sup>漢<sup>上</sup>立<sup>上</sup>銀<sup>上</sup>酒  
 一<sup>上</sup>双<sup>上</sup>盤<sup>上</sup>上<sup>上</sup>置<sup>上</sup>浪<sup>上</sup>著<sup>上</sup>一<sup>上</sup>双<sup>上</sup>  
 右餅盛三杯例也河海抄可載侍  
 嘯<sup>上</sup>の<sup>上</sup>沈<sup>上</sup>の<sup>上</sup>湯<sup>上</sup>入<sup>上</sup>内<sup>上</sup>記<sup>上</sup>と<sup>上</sup>三<sup>上</sup>杯<sup>上</sup>之<sup>上</sup>三<sup>上</sup>一<sup>上</sup>と

三盃一々三々一々あり

今案<sup>上</sup>は<sup>上</sup>餅<sup>上</sup>と<sup>上</sup>芳<sup>上</sup>八<sup>上</sup>浪<sup>上</sup>著<sup>上</sup>の<sup>上</sup>杯<sup>上</sup>盛  
 一<sup>上</sup>と<sup>上</sup>源<sup>上</sup>氏<sup>上</sup>の<sup>上</sup>表<sup>上</sup>は<sup>上</sup>あ<sup>上</sup>れ<sup>上</sup>あ<sup>上</sup>れ<sup>上</sup>の<sup>上</sup>記<sup>上</sup>  
 物<sup>上</sup>盛<sup>上</sup>と<sup>上</sup>い<sup>上</sup>ふ<sup>上</sup>の<sup>上</sup>杯<sup>上</sup>と<sup>上</sup>い<sup>上</sup>ふ<sup>上</sup>の<sup>上</sup>記<sup>上</sup>  
 一<sup>上</sup>と<sup>上</sup>源<sup>上</sup>氏<sup>上</sup>の<sup>上</sup>表<sup>上</sup>は<sup>上</sup>あ<sup>上</sup>れ<sup>上</sup>あ<sup>上</sup>れ<sup>上</sup>の<sup>上</sup>記<sup>上</sup>

は海を申右よりお後をりては  
まら河をぬれ遠すくはぬはすこ  
一とらひふ名目と丸結はすめ  
あつちと緯線に老人あり今  
年とといひてこはつちと  
りせし一歳は正月甲子朔日有  
甲子甲子其季柱今うこく之也

社老人と七十こよなるは  
あつちと緯線に老人あり今  
年とといひてこはつちと  
りせし一歳は正月甲子朔日有  
甲子甲子其季柱今うこく之也  
子の目は六十日ふいとあつち  
るつちとあつちとあつちと  
十五度は甲子の目とあつち



たかありまはち子餅つきて  
まはち子の舞の三つと云何は  
とわたり又甲子お教をまはち子  
いともとて固の母お十二月の子の  
月をさすするあましに十月  
まの月十二月このこと十月  
の母をいひおおるふあり

十月二陽うめそ地下に  
て美物をもちいるり嫁娘は  
まはち子あちあちの月をま  
おまはち子あちあちの月をま  
まはち子あちあちの月をま  
まはち子あちあちの月をま  
まはち子あちあちの月をま  
まはち子あちあちの月をま

あはれなることなきに  
あはれなることなきに  
あはれなることなきに  
あはれなることなきに  
あはれなることなきに  
あはれなることなきに  
あはれなることなきに  
あはれなることなきに  
あはれなることなきに  
あはれなることなきに

惟光の弁のしるしに  
弁のしるしに  
とらふことなきに  
とらふことなきに  
とらふことなきに  
とらふことなきに  
とらふことなきに  
とらふことなきに  
とらふことなきに  
とらふことなきに

あはれなることなきに  
あはれなることなきに  
あはれなることなきに  
あはれなることなきに  
あはれなることなきに  
あはれなることなきに  
あはれなることなきに  
あはれなることなきに  
あはれなることなきに  
あはれなることなきに

水山抄云至道清次約帯剣上殿

無妨仍當侍之可副於高物持上  
之李部王記天を九年九月十日  
詔裂着人志魯中丞助信着志  
衣之く昨夕主上御殿上侍披見  
助信取隨身之表巾衣紅色頗  
涼仍取被或云高直私物非人主  
可用着頗<sup>ハシヤト</sup>苛酷<sup>コウコウ</sup>云々

と案に於おその袋はより高直の  
わくは袋とつこととをいふは  
李部王記にけしことあり  
大書の名を分けることとをいふ  
こつといふ處をいふ二條は  
處とや若をいふ人もやうに  
あつたといふんとてその物



はるかに〜〜〜  
若菜は〜〜〜  
は〜〜〜  
は〜〜〜  
は〜〜〜  
は〜〜〜  
は〜〜〜  
は〜〜〜  
は〜〜〜

あぢから〜〜〜

揚名分子はこの餅ののちのち

袋をよ〜〜の極小〜〜は

た〜

のふきと〜〜〜

か〜〜

〜〜〜









世のつひあつらんこもあつらん  
かよふとけしむる詞之冠名の思れ  
あぶるつとぬふ詞の六條流々行  
ふれし可儒とそを清くして  
ゆけけり地下の清伴よ公つ  
りあふられし事と儒とのさか  
るると清しかりゆく道流とる

ころみふ流流とるまの事  
つとよたつと

おろつた色いふまゝ氷よりれく  
まのつとるんや

毛詩棠棣篇云鶴鶴在原兄弟急  
難之注云脊令ヨウ雝キヨ渠也雝云雝  
渠水鳥而在原共其常處猶兄弟

之有急難云々

今東海に... 火... あり...  
く... あり...  
と兄... あり...  
と... あり...  
お... あり...  
乃... あり...

ヨロシ

幼子巻云... あり...  
ヨロシ

男... あり...  
と... あり...  
下... あり...  
六... あり...

て西とせしむるありつゆふが  
思ふにさうさあにたりてせむる也  
いりといふは礼記玉藻篇に云  
編冠素紕既祥之冠垂纒五寸惰  
游之士也云々纒之垂者長五寸盖以  
其為惰游失業之士使之服此以取之  
耳云々惰游之士と云々失業と云々

てはさしなす流傳はるる  
つらゆとみそれと云々  
ためは編冠の白くぬりてさし  
いひは男端奇といふは正月十日  
京中お遊子の正月おあしてあつ  
権余やうも惰游失業お人と云々  
うのくはる中子の冠と云々





こころをいふに——まはるる花の影の下に  
とては花の影をいふに——こころをいふに  
まはるる花の影をいふに——こころをいふに  
まはるる花の影をいふに——こころをいふに

今あはるる花の影をいふに——こころをいふに  
あはるる花の影をいふに——こころをいふに  
あはるる花の影をいふに——こころをいふに  
あはるる花の影をいふに——こころをいふに

なほ——こころをいふに——まはるる花の影の下に  
とては花の影をいふに——こころをいふに  
まはるる花の影をいふに——こころをいふに  
まはるる花の影をいふに——こころをいふに

藤妻まはるる花の影をいふに——こころをいふに  
のこころをいふに——まはるる花の影の下に  
又下をいふに——まはるる花の影の下に



唯傳一子，書也不可出園外，  
鳴中納言中將了。

文明九年二月吉日

老袖 免也  
弟名

左云

此一冊卷，以慈皇中，清左大臣將

冬良云

家後成恩寺  
自筆下書寫之紙，雖為親取

之人，曾以不可免，故見之由懸

春日大明神住吉玉津島等明神

取相，誓言也，永可存此旨者也。

文明十八年四月廿四日

正三位行權中納言兼侍從藤原朝臣世文  
一校了 判

此抄号源語秘訣於三光院殿右奥書之  
御本道遠院殿并覽之時強而申請之  
書字校合畢尤彼物語之極秘何物如之  
哉併守奥書之旨望可禁外見矣

天正十年八月九日

兵部侍郎藤孝

